

グループホーム等に関する政省令が改正されています

消防法施行令及び施行規則が下記のように改正されました

交付日 平成19年6月13日

施行日 平成21年4月 1日

- ★ 消防法施行令別表第一の用途区分が変更になりました。従前6項はイ、ロ、ハの3区分でしたがイ、ロ、ハ、ニの4区分となりました。6項ロをロ、ハの二つに区分し6項ハがニに変更されました。

項目	改正前	改正後
令別表第一	6項 イ ロ ハ	6項 イ ロ ハ ニ に変更

- ★ 消防用設備の設置基準が強化されました。改正後の6項ロに対して

設備・項目	改正前	改正後
自動火災報知設備	延べ300㎡以上	面積建築構造に関係なく全てに必要
火災通報装置	延べ500㎡以上	面積建築構造に関係なく全てに必要
消火器	延べ150㎡以上	面積建築構造に関係なく全てに必要
スプリンクラー消火設備	延べ1,000㎡以上	延べ275㎡以上
消防検査	延べ300㎡以上	面積、建築構造に関係なく全てに必要
防火管理者の責任	収容人員30人以上	収容人員10人以上

施行は平成21年4月1日ですが既設防火対象物への遡及猶予気期間は
平成24年3月末日までです

対応は終わりましたか？



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd